



厚生労働省北海道労働局発表  
平成28年11月30日

担  
当

## 【照会先】

厚生労働省北海道労働局労働基準部監督課  
課長 新田 稔  
主任監察監督官 山崎 陽子  
<電話> 011-709-2311  
(内線 3541)

報道関係者 各位

## 85.6%の化学物質取扱事業場に法令違反の是正を指導

～平成27年度の「化学物質」を取り扱う事業場に対する監督指導結果～

北海道労働局（局長 田中 敏章）では、化学物質による健康障害が問題となっていることを踏まえ、化学物質を取り扱う事業場に対して化学物質による健康障害防止を重点とした監督指導等を計画的に行っています。

この度、平成27年度に管下17労働基準監督署・支署が実施した監督指導の結果について、以下のとおり取りまとめましたので公表します。

### 【監督指導結果概要 - 資料参照 - 】

- 平成27年度において、化学物質を取り扱う208事業場に対して監督指導を実施し、そのうちの178事業場（85.6%）に何らかの法違反が認められました。
- 業種別では、製造業の158事業場のうち144事業場（91.1%）に何らかの法違反が認められました。  
製造業以外の業種（建設業、自動車小売業など）では、50事業場のうち34事業場（68.0%）に何らかの法違反が認められました。
- 主な違反事項は、以下のとおりです。
  - 作業主任者の未選任（化学物質を製造又は取り扱う業務については、作業主任者を選任することになっています。） 36事業場（17.3%）
  - 局所排気装置等の未設置（一定の化学物質を製造又は取り扱う作業場には、局所排気装置等を設置しての対策を講じることになっています。） 38事業場（18.3%）
  - 特殊健康診断の未実施（一定の化学物質を製造又は取り扱う労働者には、6か月以内ごとに1回、定期的に特殊健康診断を実施することになっています。） 42事業場（20.2%）
  - 作業環境測定の実施（一定の化学物質を製造又は取り扱う屋内作業場において、6か月以内ごとに1回、定期的に化学物質の濃度を測定することになっています。） 69事業場（33.2%）
- 北海道労働局においては、化学物質による健康障害の防止を主たる対策として、今後も継続して監督指導を実施することとしています。  
また、平成28年6月1日から640の化学物質に拡大されて、リスクアセスメントが義務付けられたことなども踏まえ、事業主自ら化学物質の管理状況を点検することや、説明会を開催し適切な管理について周知を図るなどの取組を行っていきます。

1 平成24年度に印刷事業場において化学物質を使用していた労働者に高い頻度で、胆管がんが発生していた事案を契機として、法令の規定の見直し、指導の強化を図ってきました。当局においても平成24年度に自主点検、集団指導を集中的に実施するとともに、継続的に化学物質（ ）を取り扱う北海道内の約1,600の製造業を中心とした事業場に対して監督指導を行っています。今般、平成27年度に北海道内の17労働基準監督署・支署が実施した化学物質を取り扱う事業場に対して化学物質による健康障害防止を重点とした監督指導を行った結果を取りまとめました。

( )主に、有機溶剤中毒予防規則（以下「有機則」という。）で指定されている45種類、特定化学物質障害予防規則（以下「特化則」という。）で指定されている75種類を対象としました。

## 2 主な違反の状況

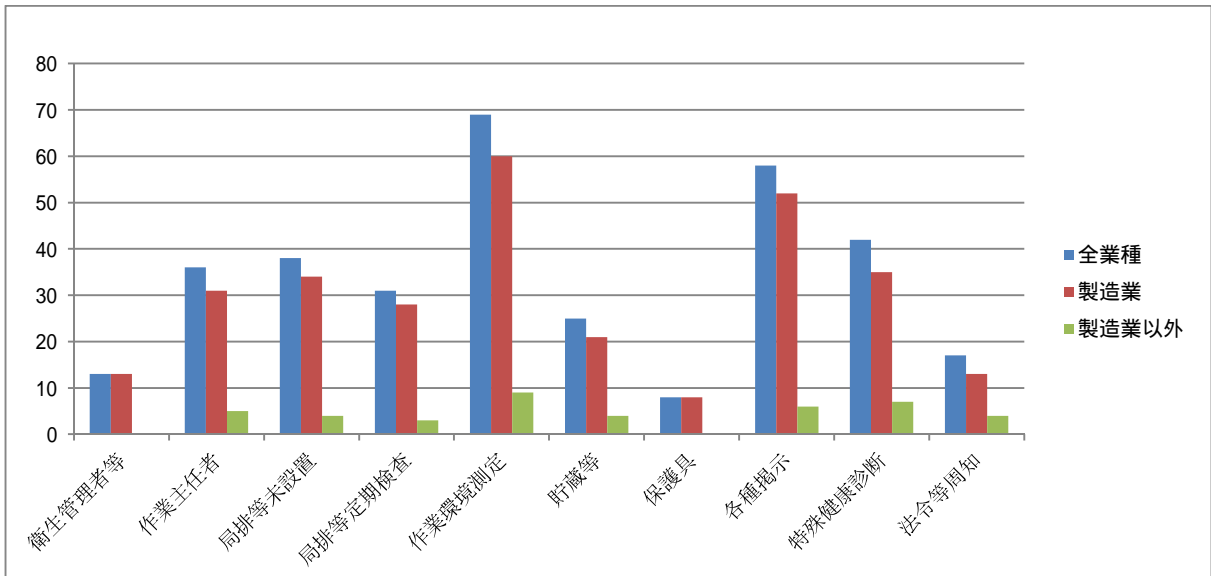
事業場における自主的な労働衛生管理活動の促進を図るためには、(1)労働衛生管理体制の確立を基本とした上で、(2)作業環境管理、(3)作業管理、(4)健康管理の3管理の徹底を図っていく必要があります。その管理ごとに対応して、有機則、特化則等の法令の規定が定められています。

平成27年度に実施した化学物質による健康障害防止を重点とした監督指導の実施事業場数、違反事業場数（違反率）及び主な違反事項ごとの違反事業場数（違反率）は表1及び図1のとおりです。

表1 化学物質による健康障害防止を重点とした監督指導の状況

	監督実施事業場数	違反事業場数	(主な違反事項)										
			(1) 労働衛生管理体制		(2) 作業環境管理			(3) 作業管理		(4) 健康管理		(5) 法令等の周知の未実施	
			衛生管理者等の未選任	作業主任者の未選任	局所排気装置等の未設置	同装置の定期自主の検査実施	作業環境測定の実施	貯蔵等	保護具の使用等	各種掲示の未実施	特殊健康診断の実施		
平成27年度													
全業種	208	178	13	36	38	31	69	25	8	58	42	17	
		85.6%	6.3%	17.3%	18.3%	14.9%	33.2%	12.0%	3.8%	27.9%	20.2%	8.2%	
製造業	158	144	13	31	34	28	60	21	8	52	35	13	
		91.1%	8.2%	19.6%	21.5%	17.7%	38.0%	13.3%	5.1%	32.9%	22.2%	8.2%	
製造業以外	50	34	0	5	4	3	9	4	0	6	7	4	
		68.0%	0.0%	10.0%	8.0%	6.0%	18.0%	8.0%	0.0%	12.0%	14.0%	8.0%	

図1 主な違反事項ごとの状況（事業場数）



(1)労働衛生管理体制

健康障害防止の措置等を管理するため、事業場で使用する労働者数により衛生管理者又は衛生推進者（業種により安全衛生推進者）を選任することになっています。

化学物質を製造又は取り扱う業務については、作業指揮等の職務を行うため、法定の資格を有する者の中から作業主任者を選任することになっています。

衛生管理者等の未選任

【違反状況】

全業種：13事業場（すべて製造業）（全業種のうち6.3%、製造業のうち8.2%）

作業主任者の未選任

【違反状況】

全業種：36事業場（17.3%）

製造業：31事業場（製造業のうち19.6%）

製造業以外：5事業場（製造業以外のうち10.0%）

(2)作業環境管理

一定の化学物質を製造又は取り扱う作業場には、局所排気装置等を設置し、化学物質の蒸気や粉じんなどの発散を防止する対策を講じるとともに、

1年以内ごとに1回、定期的に法定項目について定期自主検査を実施することになっています。

一定の化学物質を製造又は取り扱う屋内作業場において、その結果に基づき、作業環境を改善するために必要な措置を講じるため、6か月以内ごとに1回、定期的に化学物質の濃度を測定することになっています。

局所排気装置等の未設置

【違反状況】

製造業：34事業場（製造業のうち21.5%）

製造業以外：4事業場（製造業以外のうち8.0%）

同装置の定期自主検査の未実施

【違反状況】

製造業：28事業場（製造業のうち17.7%）

製造業以外：3事業場（製造業以外のうち6.0%）

#### 作業環境測定の実施

##### 【違反状況】

- 全業種：69事業場（33.2%）
- 製造業：60事業場（製造業のうち38.0%）
- 製造業以外：9事業場（製造業以外のうち18.0%）

#### (3)作業管理

作業中に化学物質等の影響を少なくするために、適正な貯蔵・処理＋、呼吸用保護具等の使用等や、取り扱う化学物質の種類、人体に及ぼす作用、各種作業主任者の氏名及び職務等の各種掲示をしなければならないことになっています。

##### 貯蔵等

##### 【違反状況】

- 全業種：25事業場（12.0%）
- 製造業：21事業場（製造業のうち13.3%）
- 製造業以外：4事業場（製造業以外のうち8.0%）

##### 保護具の未使用等

##### 【違反状況】

- 全業種：8事業場（3.8%）
- 製造業：8事業場（製造業のうち5.1%）
- 製造業以外：0事業場

##### 各種掲示の実施

##### 【違反状況】

- 全業種：58事業場（27.9%）
- 製造業：52事業場（製造業のうち32.9%）
- 製造業以外：6事業場（製造業以外のうち12.0%）

#### (4)健康管理

一定の化学物質を製造又は取り扱う労働者には、6か月以内ごとに1回、定期的に法定の項目について特殊健康診断を実施することになっています。

##### 【違反状況】

- 全業種：42事業場（20.2%）
- 製造業：35事業場（製造業のうち22.2%）
- 製造業以外：7事業場（製造業以外のうち14.0%）

#### (5)法令等の周知

法令や、使用する化学物質の名称、成分及び含有量、人体に及ぼす作用、事故が発生した場合に講ずべき応急の措置などのSDS（Safety Data Sheet：安全データシート）に記載されている事項を、掲示等により労働者に周知することになっています。

##### 【違反状況】

- 全業種：17事業場（8.2%）
- 製造業：13事業場（製造業のうち8.2%）
- 製造業以外：4事業場（製造業以外のうち8.0%）

### 3 リスクアセスメント

平成28年6月1日から、640の一定の危険有害性のある化学物質（640物質）に拡大されて、危険性又は有害性等の調査を実施し、その結果に基づいて、危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講じること（労働安全衛生法第57条の3）が義務付けられました。対象物質は、以下のサイトで公開しています。

[http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pg/GHS\\_MSD\\_FND.aspx](http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.aspx)